明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務一八二）　一
○職業能力開発促進法施行規則第四十八条の四第一項の規定に基づき講習を認定した件（厚生労働二四七）　二
○職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第二号の規定に基づき講習を指定した件（同二四八）　二
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一三五六）　三
○保安林の指定をする件（同一三五七～一三七一）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一三七二～一三七四）　六
○航路標識に関する件（海上保安庁四六、四七）　六
○道路に関する件（東北地方整備局一五三）　七
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（関東地方整備局一九四、一九五）　七
○日本国に帰化を許可する件（法務一八二）　一
○職業能力開発促進法施行規則第四十八条の四第一項の規定に基づき講習を認定した件（厚生労働二四七）　二
○職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第二号の規定に基づき講習を指定した件（同二四八）　二
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一三五六）　三
○保安林の指定をする件（同一三五七～一三七一）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一三七二～一三七四）　六
○航路標識に関する件（海上保安庁四六、四七）　六
○道路に関する件（東北地方整備局一五三）　七
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（関東地方整備局一九四、一九五）　七

〔国会事項〕

内閣　農林水産省　最高裁判所　八

〔人事異動〕

内閣　農林水産省　最高裁判所　九

〔叙位・叙勲〕

官庁事項　九

〔官庁報告〕

福島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（農林水産省）　一〇
追直地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　一〇
大津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　一〇
歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　一〇
福島地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について（同）　一〇
追直地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について（同）　一〇
大津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について（同）　一〇
歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について（同）　一〇

〔資料〕

平成三十年四月中国際収支状況（速報）（財務省）　一二

〔公告〕

諸事項　一二

官庁

保険業法に基づく供託金、建設業の許可の取消処分関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他

公証人任免（法務省）　二二
法務　二二